

三田市の景観まちづくりのための各種支援制度

街を魅力的にする活動を支援します。

各制度の申請・お問い合わせ先

三田市役所 都市整備部 都市デザイン課 都市政策係

〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1

TEL 079-559-5118 / FAX 079-559-7400 / E-mail tosi@city.sanda.lg.jp

「自宅前の通りを緑で演出したい。」
「共同緑化に取り組みたい。」

1 景観形成助成制度の共同緑化メニューの概要

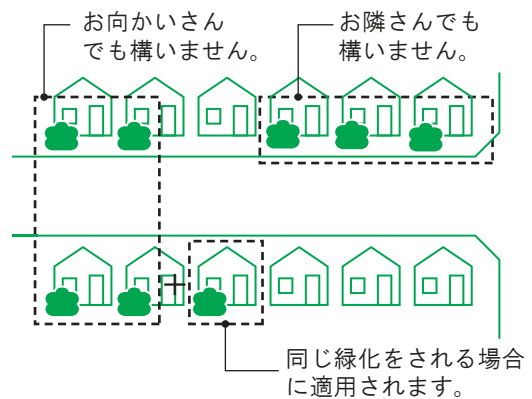
三田市新市街地景観計画区域内の緑豊かで調和のとれた街並みには、地域住民の皆さんのご自宅にある庭木や植栽が不可欠です。また、区画道路の通り沿いに統一かつ連続的に配置された緑は、通り景観をより潤いのあるものにしてくれます。

共同緑化助成は、こうした緑豊かな街並みに寄与する共同緑化に係る経費を助成するものです。

助成の対象

道路に面する部分の生垣の設置、壁面や擁壁の緑化等の植栽に係る経費で、次のいずれかに該当するもの。ただし、建築物の新築に伴う外構の整備に係る経費は対象外です。

- 1 隣接する戸建て住宅3戸以上で行う共同緑化に係る経費（助成率1/2、限度額25万円）
- 2 隣家が1号により緑化済みの場合において、同様の緑化を行うために必要な経費（助成率1/2、限度額5万円）



ご利用方法等

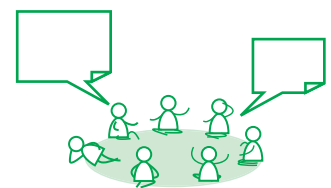
○景観形成助成金交付申請書に必要書類を添付の上、市都市デザイン課まで申請してください。

必要書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③景観形成活動団体認定通知書の写し ④その他

○あらかじめ、緑化する隣家3戸以上で景観形成活動団体として認定申請して頂くこととなります。

○共同緑化完了後には、実績報告および完了の審査もありますので、あらかじめご了承ください。

「団体で景観に関する意識啓発を進めています。」
「地域で景観ルールを考えています。」



2 景観形成活動団体認定制度の概要

3名以上で構成された団体で、良好な景観の形成のために、次に示す自主的な活動を行うものを市が認定し、支援する制度です。

- 1 景観形成の普及及び啓発に関すること
- 2 景観資源の保全及び活用に関すること
- 3 地域の良好な景観の形成のための構想及び計画の策定に関すること
- 4 景観形成に関わる市民、事業者及び市との協働に関すること

認定申請の方法

- 景観形成活動団体認定申請書に必要事項を記載の上、市都市計画課まで申請してください。
- 申請書には、団体の規約・会則、構成員名簿、活動がわかる資料を添付してください。

助成制度

認定された景観形成活動団体には、次の助成制度が準備されています。

良好な景観の形成に資すると認められる活動（助成率10/10、限度額50万円）

※いずれの支援・助成制度も、年度毎の予算の範囲内での実施となりますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。